

令和3年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

1億円 2,000台

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

(1) 全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円

(2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項の交付限度額は、別添1「令和3年度健康関係助成事業協会別交付限度額」のとおりとする。

なお、都道府県トラック協会毎に定める「助成総額限度額」を超えない範囲内においては他の健康関係助成事業（、「SASスクリーニング検査助成制度」）内での助成金の流用を可能とする。

7. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和3年4月1日～各都道府県トラック協会が定める日までとする。

8. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血压計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添2）に取りまとめのうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和3年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血压計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血压計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血压計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血压計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血压計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日までとする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血压計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

各都道府県トラック協会は、事業者から受け付けた申請について、可能な限り当月中に全ト協に対して実績報告書を提出するものとする。

なお、別途、血压計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

年度末の提出期限は、別途連絡することとする。

(7) 助成金の交付について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める助成金の交付は、前号の実績報告書（助成金交付請求書）に基づき、原則として、翌月末日支払うこととする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以上